

生徒指導強調週間、校内人権旬間等で豊かな心の成長を育む学習活動を重点指導
生命尊重・人権尊重の理念に沿った教育活動の展開

いじめ・不登校対策委員会

【メンバー】

校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 教育相談担当
関係教諭 スクールカウンセラー 児童支援加配 その他

【内容】

- *「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- *教職員への共通理解と意識改革
- *児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- *いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- *外部の専門家・関係機関との連携

いじめを許さない学校づくり

- 日常生活における児童理解の積み重ねと教職員集団の情報交換などを日頃から行う。
- いじめ問題について、学校の指導方針や対応などについて事前に公表し、保護者や学校関係者にサポート的な立場で対応して協力を得られるように努める。
- いじめている児童に対して、出席停止や原級留め置き等の毅然とした措置を明確化する。
- いじめられている児童・保護者に対して、学校側が寄り添い、見守る誠意の姿勢を示し、安心して過ごせるまで長期的に関わり続ける。
- 子どもたちの様子を多面的に知るために、地域住民からの情報提供や教職員における定期的な校区内巡視、児童からの情報収集などさまざまな視点からいじめ発見に努める。

いじめの早期発見・早期対応

- ・定期的な実態調査やアンケートの実施。
- ・定期的、積極的な教育相談の実施。
- ・毎日の健康観察の充実や生活態度などの観察。
- ・児童の些細な様子の変化に気付くための教職員と児童間の積極的な信頼関係づくり
- ・いじめを認知した場合、被害者の立場で丁寧な指導を行う。
- ・学校全体でいじめに取り組む姿勢を示すとともに、教育委員会と連携して対処する。
- ・児童連絡会による定期的な情報交換と共通理解事項の確認。
- ・学校・家庭・地域社会等、一体となって早期解決に向けて取り組む。

職員会議
児童連絡会
学年会

観察と情報収集

- ◇ 日常の観察と生活態度
- ◇ いじめチェック表の活用
- ◇ 定期的なアンケート実施
- ◇ 宿題（日記）の活用
- ◇ 児童連絡会の実施
- ◇ 保護者、地域住民からの情報収集

いじめの実態調査と把握
定期的実施

いじめの認知
関係者への対応

再発防止策

- ◆ 児童の心を育てる。
 - ・生命尊重 ・人権意識
 - ・思い合いの心 等
- ◆ 教師の心を磨くとともに力量を高める。
 - ・チェックシート
 - ・教師間のチームワーク 等
- ◆ 地域社会や関係機関との連携。

◎ 早期発見・早期対応のためにいじめを認知したらすぐに学年主任・生徒指導主任・管理職へ報告しよう。

◎ 知り得た情報は、教務要録等時系列で詳しく記録していくことを心がけよう。

《保護者》

- 記録を元にいじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情を理解するとともに、学校全体で本人を守るという熱意と姿勢を示す。
- 信頼関係を構築するために保護者の意見や思いを真摯に受け止める。
- 保護者との面談は、複数の教職員であたり、それぞれの立場からの具体的な支援体制等を説明する。
- 緊密な連絡体制を確立し、信頼関係を深める。

★いじめ対応について、PTA 総会や学級 PTA 等保護者が集まる場で、学校の対応について事前に周知する。保護者にサポート的な立場になってもらうことを伝える。

いじめられている児童への対応

- 受容：**つらさや悔しさを充分受け止める。
- 傾聴：**不安、恐怖等の感情を受け止める。
- 安心：**具体的な支援策を示し、安心感を与える。
- 自信：**良い点を認め、励まし、褒めることで自己肯定感を高める。
- 回復：**人間関係（交友関係）の再構築を目指す。
- 成長：**本人の自己理解や他者理解を深め、前向きな生き方への支援を行う。
- 心理的なケア：**集団遊び、もやもや書き、いいところ探しなど意図的な実践活動を行う。

いじめている児童への対応

- 確認：**いじめの構図、事実関係、背景、理由、などを確認する。
- 傾聴：**不安、不満等の感情を十分に聴く。
- 内省：**いじめられた子どもの気持ちを考えさせ、つらさに気付かせる。
- 処遇：**課題解決のための必要な援助を行う。
- 回復：**体験活動を通して、好ましい人間関係（交友関係）の再構築を目指す。
- 心理的なケア：**集団遊び、もやもや書き、いいところ探しなど意図的な実践活動を行う。

《保護者》

- ◎ 記録を元にいじめの事実を正確に伝える。
- ◎ 保護者の心情を理解し、冷静な話し合いができるように導く。
- ◎ 被害者への謝罪について具体的に話し合う。
- ◎ 子どもの立ち直りに向けた具体的な計画や助言を示し、保護者とともに協力し合うことを確認し合う。
- ◎ 保護者との面談は複数の教職員であたる。
- ◎ 緊密な連絡体制を確立し、信頼関係を深める。

★いじめ対応について、PTA 総会や学級 PTA 等保護者が集まる場で、学校の対応について事前に周知する。保護者にサポート的な立場になってもらうことを伝える。

傍観者・観衆的な立場の児童への対応

- ・グループ活動の指導
- ・学級全体への指導（自分の問題として考える。それぞれの立場を考えさせる。）
- ・日頃から人権意識（感覚）を育む取り組みの充実を図る。（多面的な見方、正しい認識など）
- 「いじめは絶対許されない行為」であることに気付かせる。